

ワーキング・グループの設置について

平成 30 年 10 月 3 日
重点方針専門調査会

1 趣旨

重点方針専門調査会において調査審議項目の一つである「女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する」にあたっての議論を行うため、「女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関するワーキング・グループ」を設置する。

2 構成

ワーキング・グループは、別紙の委員により構成する。

3 運営

ワーキング・グループの運営は、重点方針専門調査会運営規則（平成 28 年 3 月 25 日重点方針専門調査会決定）の規定するところに準ずるものとし、これにより難しい場合には、座長が、ワーキング・グループの意見を聞いて、取扱いを定めるものとする。

4 期限

ワーキング・グループの設置期限は、平成 31 年 3 月 21 日までとする。

(別紙)

女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関するワーキング・グループ
委員名簿

平成30年10月3日現在
(50音順、敬称略)

- 小山内 世喜子 一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事
- ※佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授
- 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
- ※辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
- ◎※室伏 きみ子 お茶の水女子大学学長

(◎印：座長、※印：男女共同参画会議議員)